

熊本市上下水道のご使用について

※熊本市の上下水道は、熊本市水道条例及び熊本市下水道条例に基づきご使用いただいています。

(以下、熊本市水道条例及び下水道条例より一部抜粋)

- 新たに上下水道をご使用になるとき又はご使用をやめるときは事前にご連絡ください。
(水道条例第 17 条の 2、第 21 条、第 22 条)
(下水道条例第 11 条)
- 使用水量はメーターにより 2 か月ごとに検針し、その計量した使用水量の 2 分の 1 相当量を 1 か月の使用水量（排除汚水量）とみなして、検針した翌月と翌々月に徴収します。
徴収期限は毎月 25 日です。
(水道条例第 18 条、第 25 条、第 26 条、第 26 条の 2、第 27 条)
(下水道条例第 13 条、第 13 条の 2)
- メーターの検針や取替などに支障がないようにメーターボックスの上に物を置いたりしないでください。
(水道条例第 19 条)
- 水を汚染したり水漏れがないよう注意してください。
漏水等の修理は指定給水装置工事業者に依頼してください。費用はお客様の負担となります。
メーターを亡失又は毀損した場合は、お客様に賠償責任があります。
(水道条例 19 条、19 条の 2)
- メーターに異常があるときなど、使用水量が不明なときは、上下水道局が使用水量を認定して料金を算定します。
(水道条例 28 条)
- 検針期間の途中で使用を開始または中止されたときは、日割り計算により算出します。
(水道条例 30 条)
(下水道条例第 14 条)
- 料金は徴収期限までにお支払いください。お支払いいただけない場合、やむを得ず給水を停止することがあります。
(水道条例 38 条)
- 熊本市水道条例に基づく規定もしくは指示に違反（メーターの計量を拒む等など）した場合は、5 万円以下の過料を科すことがあります。
(水道条例第 39 条)